

お 知 ら せ

皆様のご協力のもとに進めております国土交通大臣起業の『一般国道3号改築工事「南九州西回り自動車道「阿久根川内道路」(鹿児島県阿久根市鶴川内字堂満山内から同市西目字山之中地内まで)」並びにこれに伴う県道及び二級河川付替工事』について、左記のとおり土地収用法による事業の認定の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆様に、土地収用法第二十八条の二の規定により、次の事柄についてお知らせします。

記

一 事業認定の告示があった日 令和七年六月十三日(国土交通省告示第四六四号)

二 事業認定の告示があった土地

(収用の部分)

鹿児島県阿久根市鶴川内字堂満山、字後牟田、字上野、字羽田、字堂満、字伊勢淵、字山崎及び字伊勢迫、山下字園田、字前川原、字楠田、字土橋、字新城、字妻井田、字奥及び字堀川、波留字堀川、字北山、字スワ前、字庵ノ山、字西庵ノ山、字池場、字大谷、字大石ヶ岡、字奈レ石、字黒上田及び字中源田、西目字小鹿倉、字山之中、字穴迫及び字上穴迫並びに塩浜町二丁目地内(使用の部分)

鹿児島県阿久根市鶴川内字羽田、字堂満及び字伊勢淵、山下字園田、字前川原及び字楠田、波留字堀川、字北山、字大石ヶ岡、字黒上田及び字中源田並びに西目字小鹿倉及び字上穴迫地内

三 前記二の土地の内、次の土地については、収用又は使用の手続が保留されています。

(収用又は使用の部分)

鹿児島県阿久根市山下字新城、字妻井田、字奥及び字堀川、波留字堀川、字北山、字スワ前、字庵ノ山、字西庵ノ山、字池場、字大谷及び字中源田、西目字小鹿倉、字山之中、字穴迫及び字上穴迫並びに塩浜町二丁目地内

この事業認定の告示の日以後、前記二の土地については、土地収用法による次の効果が発生していますので、留意ください。

イ 右の告示のあった日をもって土地価格が固定されることとなります。

ロ 右の告示の日以後に、土地、土地にある建物等の工作物または物件について新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き、関係人に含まれないこととなります。また、新たな権利を設定されても、損失の補償は受けられません。

ハ 右の告示の日以後に、土地の形質を変更し、建物等の工作物を新築、増築等するときまたは物件を附加増置するときは、あらかじめ鹿児島県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。

ニ 右の告示の日以後に、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっておられる関係人は国土交通大臣に対し、鹿児島県収用委員会に土地収用の裁決を申請するよう請求することができます。

また、国土交通大臣が裁決申請したときまたは国土交通大臣に裁決を申請するよう請求したときは、これらの方は自己の権利に対する補償金を支払うよう国土交通大臣に請求できます。

ホ 土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときなどは、裁決申請がされた後は、明渡裁決の申立てを直接鹿児島県収用委員会あてにすることができます。

なお、これらの土地を表示する図面は、阿久根市役所都市建設課で縦覧されています。また、詳しい内容について記載されていますパンフレット「補償等についてのお知らせ」を、国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所用地第二課及び阿久根市都市建設課において用意しておりますので参考にしてください。その他、不明な点については、左記の国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所用地第二課にご照会ください。

起業者の名称

国土交通大臣

連絡先

国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所用地第二課

住所 鹿児島市浜町二番五号

電話 〇九九―二一六―三八五二